2013年度　国際動産取引法　期末試験

高橋宏司　出題

家庭用電化製品の製造販売を業とする日本法人Sは、電子レンジ1000台を売り渡す契約(本件売買契約)を甲国法人Bとの間で、日本法を準拠法として、FOB条件で締結した。契約交渉はSの日本営業所とBの甲国営業所の間で行われ、契約の締結時に、BはSに、甲国内での小売りを目的とする購入であることを伝えていた。次いで、Bは、日本から甲国までの電子レンジの運送を委託する契約(本件運送契約)を日本の船会社Cとの間で、日本法を準拠法として締結した。本件運送契約には、「Cは、運送品に滅失や損傷が生じても一切責任を負わない」とする条項(免責条項)が含まれている。Sは、本件売買契約で決められた船積期限までに、Bによって手配されたC所有の船舶に電子レンジ1000台を積み込んだ。ところが、運送中に船舶において火災が発生し、800台の電子レンジが焼失した。残りの200台は、火災の影響を受けずに運送されたが、荷揚後にBが検査すると、甲国の電圧に対応していないことが判明した。そこで、BがSに照会したところ、出荷された1000台すべてが同じ仕様の商品であったことが確認された。Bは、Sに対して、本件売買契約の解除の意思表示をし、支払済みの代金全額の返還を請求して、日本で訴えを提起した。また、Bは、Cに対して、800台の焼失について、本件運送契約の違反にもとづく損害賠償を請求して、日本で訴えを提起した。以下の独立した各小問に答えよ。

(1) 本件売買契約に、国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG)の適用があるか。甲国はCISGの締約国ではないものとする。(期末試験総点80点中10点)

(2) 本件売買契約にCISGの適用があるとすれば、BのSに対する請求は認められるか。(期末試験総点80点中25点)

(3) 本件売買契約にCISGの適用があるとする。本件売買契約に「Sは、売買目的物について、特定目的への適合性の保証を含むいかなる保証責任も負わない」とする条項が含まれているとすると、BのSに対する請求は認められるか。(期末試験総点80点中10点)

(4) 本件運送契約に日本の国際海上物品運送法は適用されるか。(期末試験総点80点中10点)

(5) 船舶における火災の原因がCの使用する船員Zのタバコの不始末であったとする。BのCに対する請求は認められるか。(期末試験総点80点中5点)

(6) 船舶における火災の原因がCの使用する船員Zのタバコの不始末であったとする。BがCに対して、不法行為にもとづく損害賠償請求を併合したとすると、この請求は認められるか。(期末試験総点80点中5点)

(7) 船舶における火災の原因がCの使用する船員Zのタバコの不始末であったとする。BがZに対して不法行為にもとづく損害賠償を請求したとすると、この請求は認められるか。(期末試験総点80点中5点)

(8) 船舶における火災が、Cの代表取締役が、当該船舶の管理責任者であるにもかかわらず、船舶の保守を怠っていたために発生した場合、BのCに対する請求は認められるか。(期末試験総点80点中10点)